中標津町地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第１条　中標津町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を北海道標津郡中標津町丸山２丁目22番地中標津町役場町民生活部生活課内に置く。

（協議事項）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第２条に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

（事務局）

第４条　基本的な事項は設置要綱第９条に準ずるものとし、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務に関する事項）

第５条　基本的な事項は設置要綱第11条に準ずるものとし、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（費用弁償）

第６条　委員が会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

（１）　国、道、町及びその他団体の常勤職員

（２）　公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員

（３）　前２号に定めるもののほか、申し出のあった委員

２　前項の規定により支給する旅費の額は、中標津町特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和26年２月28日条例第４号）に準ずるものとする。

（事務の委任）

第７条　協議会は、第３条に定める事項に係る契約、費用弁償等の支払及びその他財務に関する事務の一部を中標津町に委任することができるものとする。

（協議会が解散した場合の措置）

第８条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（その他）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附　則

この規約は、令和４年４月26日から施行する。

中標津町地域公共交通活性化協議会事務局規程

（目的）

第１条　この規程は、中標津町地域公共交通活性化協議会規約第４条の規定に基づき、中標津町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は次に掲げる事項を所掌する。

（１）　協議会の会議に関すること。

（２）　協議会の資料作成に関すること。

（３）　協議会の庶務に関すること。

（４）　協議会の出納その他会計事務に関すること。

（５）　そのほか、協議会の運営に関し必要なこと。

（職員等）

第３条　事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

２　事務局長は、中標津町町民生活部生活課長をもって充てる。

３　事務局員は、中標津町町民生活部生活課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

（１）　事務局の運営に関すること。

（２）　物品の購入その他協議会運営に関し必要な契約の締結に関すること。

（３）　物品及び現金の出納に関すること。

（４）　前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項については、中標津町の例によるものとする。

（公印の取扱い）

第６条　協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、規格、個数、使用区分及び公印保管者は、別表のとおりとする。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、令和４年４月26日から施行する。

別表（第６条関係）

名称	規格	個数	使用区分	公印保管者
中標津町地域公共交通活性化協議会会長之印	方 18㎜ 	1	会長名をもって発する文書	事務局長

中標津町地域公共交通活性化協議会財務規程

（目的）

第１条　この規程は、中標津町地域公共交通活性化協議会規約第５条の規定に基づき、中標津町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　協議会の予算は、中標津町の負担金、国、道からの補助金及びその他の収入をもって歳入し、協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

２　協議会の会長（以下、「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、承認を受けるものとする。なお、この規程の施行後最初の会計年度予算については、これによらない。

３　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終了する。

４　前会計年度中に確定した歳入の調停及び支出負担行為について、出納上の整理を行うための期間として４月１日から５月31日までの期間を出納整理期間と定める。

５　会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会に諮り、承認を受けるものとする。

（予算区分）

第３条　歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

２　当該年度において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用等）

第４条　会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第５条　協議会の出納は、事務局長が行う。

２　協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（出納員）

第６条　会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

２　会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

（収入及び支出の手続き）

第７条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、中標津町の例により行うものとする。

２　事務局長は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（決算等）

第８条　会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規程は、令和４年４月26日から施行する。

別表（第３条関係）

１　歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　負担金	１　負担金	１　負担金
２　補助金	１　補助金	１　補助金
３　繰越金	１　繰越金	１　繰越金
４　諸収入	１　諸収入	１　雑入

２　歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　運営費	１　会議費	１　会議費
	２　事務費	１　事務費
２　事業費	１　事業費	１　事業費
３　予備費	１　予備費	１　予備費

中標津町地域公共交通活性化協議会部会設置規程

（趣旨）

第１条　この規程は、中標津町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第８条第２項の規定に基づき、中標津町地域公共交通活性化協議会部会（以下「部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　部会は、設置要綱第２条の各号に掲げる事項で中標津町地域公共交通活性化協議会会長（以下「会長」という。）から指示があった事項について、調査、検討等を行うものとする。

（組織の構成及び任期）

第３条　部会員は、前条に掲げる事由が発生する度に、会長が指名する者で構成し、任期はその事由が消滅するまでの期間とする。

（部会長）

第４条　部会には部会長を１名置き、部会員の中から会長が指名する。

２　部会長は、部会を代表し会務を処理する。

３　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議長を務める。

２　会議は、部会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

３　部会員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

４　会議の決定は、原則として出席者全員の合意によるものとする。ただし、部会長が特に必要があると認めるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることができる。

５　部会長が特に必要と認めた場合、部会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明等を求めることができる。

６　会議の案件について部会長が軽微な事案と判断した場合又は部会員の招集が困難である場合等にあっては、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

（報告）

第６条　部会長は、必要に応じて部会の結果を協議会に報告する。

（庶務）

第７条　部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附　則

この規程は、令和５年６月 26 日から施行する。